

(業務規程)

第六十二条の二十八 法第九十六条の十九において準用する法第九十六条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 情報提供業務の実施方法に関する事項
- 情報提供業務に関する料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
- 情報提供業務を行う時間及び休日に関する事項
- 情報提供設備を不正アクセス行為から防御するための措置に関する事項
- 情報提供設備を設置する施設への立入りを制限するための措置に関する事項
- 従業者に対する教育及び訓練の実施に関する事項
- 情報提供設備の機能に支障が生じた場合の措置に関する事項
- 情報提供業務を委託する場合は、委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の監督に関する事項
- 情報提供業務に関する情報を漏えいし、滅失し、又はき損した従業者の処分に関する事項
- その他情報提供業務の実施に関し必要な事項

(情報提供業務の休廃止の届出)

第六十二条の二十九 登録情報提供機関は、法第九十六条の十九において準用する法第九十六条の九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 休止又は廃止しようとする情報提供業務
- 休止又は廃止しようとする日
- 休止しようとする期間
- 休止又は廃止しようとする理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第六十二条の三十 法第九十六条の十九において準用する法第九十六条の十第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第六十二条の三十一 法第九十六条の十九において準用する法第九十六条の十第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、登録情報提供機関が定める電磁的方法（受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものに限る。）とする。

(帳簿)

第六十二条の三十二 法第九十六条の十九において準用する法第九十六条の十四の国土交通省令で定める事項は、各月における次に掲げる事項とする。

- 法第二十二條第三項の規定により登録情報提供機関が委託を受けた件数
- 法第二十二條第三項の規定により登録情報提供機関が登録情報を送信した件数及び当該登録情報に含まれる自動車の台数

2 法第九十六条の十九において準用する法第九十六条の十四の帳簿は、情報提供業務を行う事業場ごとに作成して備え付け、情報提供業務を廃止するまで保存しなければならない。

第六十六条の二第二項中「自動車登録規則第二十六条」を「自動車登録規則第三十条」に改める。
第六十九条第一項中「又は第九号から第十号まで」を「第八号又は第十号から第十二号まで」に、「第十二号」を「第十三号」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、同条第二項ただし書の規定により現金をもつて手数料を納める場合においては、同条第一項第八号の請求をするときにあつては当該請求により得られた納入告知書により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十二條第一項第一号から第四号まで、第七号又は第十号から第十四号までの申請等をするときにあつては当該申請等により得られた納付情報により、当該手数料を納めるものとする。

第六十九条第二項中「第八号に掲げる者」を「第九号に掲げる者」に改め、「（平成十四年法律第五十一号）」を削り、「第八号の申請」を「第九号の申請」に改め、「を行ったこと」を削る。

第二十二号様式表面を次のように改める。

(表)

第 号	
官職	
氏名	
年 月 日	生 日
道路運送車両法第100条第3項の	
検 査 員 証	
写真	
当該行政庁 印	
9センチメートル	
6.5センチメートル	